

「史料紹介」

関宿藩御定法（上）

中村正己

はじめに

関宿藩御定法は、千葉県立関宿城博物館蔵の新井家所蔵の史料で、形態は豎帳、一八〇丁（頁）ものである。関宿藩主久世広誉の時代寛政の改革の年（一七八九〜一八〇〇）に藩法として関宿藩家中の経済生活を定めた史料である。但し、寛政年間以前又はそれ以後に取り決めがあつた諸規定も書き加えられている。このことから代々関宿藩士であつた新井家の祖徳蔵、万助（又の名平次兵衛）のいづれ者が、天保一四年（一八四三）六月一五日、藩主久世広周より御勘定頭を命じられ、足高米を頂いている。したがつて、本史料は、その時に書き綴じたものとも考えられる。藩士に対する年貢米の支給方法を定めた御物成定法をはじめとし、諸拝借定法は家中の者に不幸が出来た場合、そして嫡男以外の同居人が他家へ入る時、更に奉公人としての金銭の借用金についての定めである。また、薬草である朝鮮人参の借用割り当ても記されている。元方定法については、江戸より関宿迄の引越し手当

金、関宿引越し駄荷渡し方定、江戸・関宿引越し船賃割り当て、江戸・関宿・大坂在番手当金、江戸より関宿迄の往来手当金、江戸関宿より大阪迄の往来手当金、江戸上下屋敷内長屋引越し手当金、関宿長屋替手当割り当て、検見手当金、奥州領分請取廻村手当金、奥州信夫郡往来手当金、泉州・奥州代官引越し手当金の諸手当金の支給定めである。小藏定法は、その他必要な入り用米の支給を定めたものである。

御家中御物成定法¹⁾

一 御加増被成下候節者御加増之分上米相除半高被成下之候事
但正月より十二月迄同断、御加増之外持高江之上米相掛候事

一 御加扶持右同断
一 御足米²⁾三拾俵以上者御加増与同断

式拾九俵以下者御足米不残被成下、尤御足米二而三拾俵二相成候得バ、直二三拾俵以上之通、半高被成下候事

但式拾九俵以下正月より十二月迄同断、上米御加増と同断、
惣而壹ケ年御加増両度有之候共同断

御加金式拾九俵以下御足米と同断

女中御加金者六月晦日迄二被仰付候ハバ壹ケ年分七月朔日後
被仰付候者半年分被成下二候事

御役高被成下候節茂御加増御足米と同断之事

俵取より新知被仰付候節者御加増二准、俵之現石之知行之現
石差引増之分半割被成下之増之分上米相除候事

扶持取より新知被仰付又者金給より俵取二御直被成下候節も
新知と同断之事

但金給より俵取御直之節ハ金高差引増之分御加増二准、半
割被成下式拾九俵以下者増之分不残被成下候事

御役高有之候者傳役等二而御役高被召上候節者六月晦日迄二
被仰付候者御役高半年分被成下、七月後被召上候ハバ壹ケ年
分被成候事

但御役高有之候者病死之節も本文同断

部屋住其外新二被召出候節ハ、六月晦日迄二被召出候者御宛
行壹ケ年分被成下、尤上米其高二應シ御定之半割相掛可申候、

七月朔日後被召出候者其年之御宛行半年分被成下、上米御用
捨之事

但金給より債取御直之節ハ金高差引、増之分御加増二准、
半割被成下式拾九俵以下者増之分不残被成下候事

御役高有之候者傳役等二而御役高被召上候節者六月晦日迄二
被仰付候者御役高半年分被成下、七月後被召上候ハバ壹ケ年
分被成下候事

但御役高有之候者病死之節も本文同断

部屋住其外新二被召出候節ハ、六月晦日迄二被召出候者御宛
行壹ケ年分被成下、尤上米其高二應シ御定之半割相掛可申候、
七月朔日後被召出候者其年之御宛行半年分被成下、上米御用
捨之事

但式拾九俵以下ハ六月晦日迄二被仰付、壹ケ年二被成下候

共上米御用捨御鼻紙代二而相勤罷在候者式拾九俵以下并
金給御直二被下候節、七月後被仰付候共、壹ケ年分被成下、

上米御用捨尤御鼻紙代者別段被成下候事

上米、上金不相掛小給并御先手より御取立式拾九俵以下被仰
付候節ハ上米不残御用捨之事

侍分嫡子御徒士相勤罷在候内三拾俵以上二御直成下候節者新
二召出之通被成下候事

但六月晦日迄二被仰付候者被召出之通半割之上米相掛御徒
士之御宛行前段不被成下、七月朔日後被仰付候ハバ半年分

被成下、上米御用捨御徒士者御宛行半年分被成下、且侍
分二男、三男小役人忝右様之節者御足米之通被成下候事

侍分嫡子御心付金二而被召出候節、六月晦日迄ハ壹ケ年分七
月朔日後ハ半年分被成下候事

但萬一勤方相願、又者病死之節ハ部屋住二准、月割二以被
成下候事

侍方嫡子御心付置二而相勤之内扶持取俵取等御直二成下候節
者御徒士より御中小性篤被仰付候例と同断之事

新規被召抱候者ハ六月晦日迄二与召抱候者御宛行壹ケ年分二
成下、七月朔日後ハ半年分二成下候事

但知行より小給迄同断被召抱直二御家中並上米分仰付候者
新二被差出迄同断、翌年二茂被仰付候ハバ月割相惣可申
事

御扶持方二而被召抱候者ハ以月割被召抱候日より被成下候事

但翌年二茂相成上米被仰付候ハバ、被仰付之月より以、月
割相掛可申候、被召抱直二上米被仰付候ハバ其年並上米

之半割相掛、七月後被召抱候者上米御用捨之事

金五兩御徒士被召抱候節、正月より六月迄金五兩、七月より
九月迄金四兩、十月より十二月迄金三兩被成下候事

金四兩式分御徒士被召抱候節、正月より六月迄金四兩式分、

七月より九月迄金三両、十月より十二月金貳両三分二成下候事

但御家子御抱之節ハ、正月より十二月迄之定地抱ハ三月より翌年二月迄二定他抱ハ三月より翌年二月迄之定

金三兩御坊主被召抱候節、六月晦日迄二被召抱候ハハ、壹ケ年分、七月朔日後者半年分二成下候事

但小役人悴右様被召抱候節茂同断、金高不限三兩本冬通二成下候事

御門番類刀指等新二被召抱候ハハ以月割二成下候事
金貳両貳分御買使被召抱候節者、以月割二成下候事

但江戸ハ三月より翌年二月迄、閑宿者正月より十二月迄之定御先手其外三月極之者御取立、御家中並相成候節、正、二兩

月割合至二相成候得共、御取立之節旨割合不及沙汰候事
御先手、町同心被召抱候節者、以月割二成下、正月、二月抱

之者ハ、別二二ケ月分不被成下候事
江戸

御中間より御取立二而御門番類等被仰付候ハバ、被仰付候月より来二月迄被仰付候、御宛行以月割相渡可申事

但御中間ハ前年給金取切二付勤不足之分引取御中間頭江可相渡事

閑宿
一定番刀指類壹ケ年極二付翌年給金之内壹両貳分前暮相渡、然

る上四月、七月より割合相渡可申事
閑宿

御中間より定番刀指類御取立被仰付候節者、御中間者前年之暮給金不殘取切候付、御取立之節、加金等有之候ハバ、其分

四月、七月迄割合相渡可申、御中間之節之給金者前暮渡二躰二相成候事

父願之通隠居被仰付、嫡子江家督之無相違被仰付、嫡子部屋住二而、相勤罷在候者、部屋住料以月割被成下候事

但父相果家督其子江被成下候事節者、父病死之月迄部屋住

料、以月割被成下、父子筋之者、萬一相果候ハバ、部屋住料死去之月迄、以月割二成下渡過有之候共被下切、凡

而月割ハ壬月二不抱候事

跡式滅候家父六月晦日迄隠居被仰付候ハバ、父之御宛行半年分、家替之御宛行半年分被成下候事

但父死去茂同断、小給金給迄同断、部屋住并御鼻紙代二而相勤之者も如前条

実子無之、養子預置死後其年之内養子不相定候節ハ、父六月晦日迄二相果候者、御宛行半年有二成下候、七月朔日後相果候ハバ、壹ケ年分被成下候事

父六月晦日迄二相果、養子七月より未二相定、其年之内家督被仰付候ハバ、実子家替之通半年分二成下候事

父六月晦日迄二相果、養子十一月頃相定、家督翌年二相成候ハバ、其年御物成下相渡、家替被仰付上前年御物成実子家替

之通半年二被成下候事

父前年相果、養子翌年十一月頃相定候節ハ、家督翌春二相成候節ハ、其年御物成下相渡、翌春家督被仰付候迄家督之高半年分被成下候事

父相果、其年養子無之、翌年養子六月晦日迄二忌服請候様被仰付候ハバ、其年家督之高壹ケ年分被成下候、七月朔日後忌服受候様被仰付候ハバ、家督之高半年分二成下候事

父子勤之者部屋住料、父之御宛行より相増候者、父病死之節、部屋住料其俣、家替二被仰付候者、父之御宛行、病死之月迄

以月割相渡、部屋住之方被成下候事

但部屋住者、壹分増上米差上候、増上米ハ父病氣之月迄、以月割相懸翌月より相除可申事

跡式不相立小役人六月晦日迄二相果候者、半年分被成下、番代六月迄二被仰付候ハバ、番代之御切米七月より被成下、七月

後番代被仰付候ハバ、其月より以月割被成下候事

右同断七月朔日後相果候ハバ、御切米壹ケ年分被成下候間、番代之御切米者不被成下候事

但番代翌年二相極候ハバ、被仰付候月より、以月割被成下候事

死後養子不相定候内者、家人人別之外、百石以上江召仕壹人分之扶持米相渡、其以下者家人人別之外、不相渡候事

但人別扶持取候者養子被仰付、半年分二成下候節ハ、半年分人別差引壹ケ年二成下候節者、壹ケ年分差引相渡候事

跡式不相立者老衰ニ而勤方御免、御宛行被召上御扶持方斗被成下候節ハ、勤方御免之月迄、以月割被成下候事

知行大切米之面々、依願首尾好永々御暇被下置候節ハ、六月晦日迄二御暇被下候ハバ、半年分被成下候、七月朔日後御暇被下候者、壹ケ年分被成下候事

小給金請之者依願承之御暇被下置候者、御暇被下候、月迄以月割被成下、之万一渡過有之候共、不及上納被下切之事

御徒士病死之節、六月晦日迄二相果候者、半年分二成下之、七月朔日後相果候ハバ、壹ケ年分二成下候事

但小屋頭御家子嫡子二男三男迄同断

御徒士他より被召抱候者、病死之節正二月相果候者、御構無之、三月より六月迄二相果候者、取替式両被下切、七月より九月迄ハ夏貸金式分共被下切、十月以後ハ不残被成下候事

但三ケ年相勤候得者、死去之節如前条被成下候

御徒士依願、永々御暇被下置候節者、御暇被仰出候月迄、以月割被成下候事

但萬一渡過有之候共、被下切不及上納候事

御先手、町同心暇取并病死之節ハ、以月割二成下候事

但正月、一月之暇取病死者、御構無之三月より六月迄之内者、春貸之分捨、七月より九月迄ハ、春貸とも捨、十月後者以月割被成下候、春貸不相渡以前之暇取病死者、月割二以被成下候事

関宿

番人刀指類病死之節ハ、前年之暮給金過半払渡候間、何月相果候共捨之事

同

右同断、依願暇取候節ハ、以月割被成下、渡過之分上納之事

但從 上御暇被下候節ハ、渡過不及上納捨之事

江戸 御門番類刀指等病死之節、渡過有之候共、捨り渡不足有之候ハバ、以月割被成下候事

右同断、依願御暇被下候節ハ、以月割被成下候、渡過有之候ハバ、上納之事

但從 上御暇被下候節ハ、渡過有之候共、不及上納捨候事

御年寄衆、御用人衆新組萬一御死去之御方有之候節ハ、跡御役之方江讓二相成候間、給金差引不抱新規御人数相増候節ハ、新組も新規被召抱候二付、以月割相渡可申候、御死去之方有之、御跡役闕有之候節ハ、新組給金以月割相渡可申候、渡過有之候ハバ月割二以上納之事

無役三厘増、関宿式厘増、部屋住一分増、其外上米御用捨之類

父病死其子家督被仰付、勤方無之内者、家替被仰付勤方無之内者、家替被仰付候日より三厘上米相掛可申候、尤勤方被仰付候ハバ、其日より三厘上米相除候事

父病死養子無之、翌年養子相定無役二候者、家督之時節二よらず、壹ケ年御宛行被成下候者、壹ケ年三厘上米相掛、半年分二候ハバ、半年不残三厘上米相懸候事

勤方御免之者ハ、勤方御免之翌日より三厘上米相懸可申候、勤方被仰付候者、其日より三厘上米相除可申事

関宿引越被仰付、江戸ニ而御番引仕候ハバ、関宿式厘増、御番引之内より相掛可申、依願江戸ニ致住居候者ハ、御聞届相濟候月より式厘増相掛可申事

江戸

御門番類刀指等病死之節、渡過有之候共、捨り渡不足有之候ハバ、以月割被成下候事

但御勝手方²⁵之者、御番引仕候而茂、跡引渡勘定等二而、日数相延候共、御番引之内より、関宿式厘増相掛候事
江戸住居

一 勤方御免、其外無役之者、関宿式厘増上米、御役御免之翌月より式厘相掛可申事

但家督後無役之面々ハ、家替翌月より式厘相掛候事

一 無役之者、関宿勝手被仰付相願候而、江戸ニ罷在候者、勤方被仰付候ハバ、其月より式厘増相除候事

一 関宿より引越之者ハ、江戸到着之月ヨリ式厘増相除候事

一 小給之者御徒士被仰付候者、其月より上米相除可申事

但御徒士より外江転役之節、是又役仰付候、翌月より上米相掛可申事

一 外御親類様方江御附人之内上米御免之面々ハ、上米如前条、相除可申事

但御付人より外江転役之節も如前条

一 部屋住之者壹分増上米、知行、大扶持、大給、小給、金給迄相掛可申事

但米俵七俵迄相懸拾五俵以下ハ、相除候事

一 父子勤之者、江戸、関宿別ニ相勤候ハバ、部屋住増上米御用捨被成下候事

但江戸表之内罷在候共別竈相立相勤之者ハ、如本文父子同居仕候節ハ、同居之月より以月割増上米相懸可申候、勝

手合せ以別居之者ハ、同居と断之事

一 惣而、十二月御物成相渡候後無役より被召出、并無役被仰付候共、月割不及差引候事

以上

寛政八丙辰年二月

右御定法寛政七卯年十一月伺差出、同八辰年二月廿二日伺之通相済、勿論従上御咎二而御宛行減候類ハ、以旧例其節之相窺候事

一 高之内依願分知之節者、被仰付候月より以月割被成下候事

但上米並之通相懸ケ候事

寛政八丙辰年六月伺済

文化十三丙子年五月廿八日左之通、御勘定頭相伺候付窺之通申渡

寛

一 家督跡式二而高減候者、七月後二候得者、御定之通、父之御宛行高皆納被成下候付、御割戻も父之高二而減無御座被成下候仕来ニ御座候処、當勤之面々江壹分通、御割戻被成下候段被仰渡候得者、家督跡式二而高減候者ハ、假令七月後二而茂、減高二而御割戻被成下候方、當勤之御趣意ニ相當仕候様奉存候

一 部屋住之者家督跡式被仰付候得者、其月迄御宛行ニ成下候付、右准以月割御割戻も被成下候例ニ御座候処、被仰渡候節、當勤之面々江与御座候得者、被仰渡候、前日ニ家督跡式被仰付候而も、部屋住之分御割戻不被成下候而宣筋ニ奉存候

一 無役之面々者、御割戻ニ成下候被仰付、當勤与有之候得者、右被仰渡之前日ニ勤方御免、無役ニ相成候者も無役置ニ御割戻被成下候心得ニ罷在候

一 無役より勤方被仰付候者、御割戻被成下候被仰渡之前日ニ而も、當勤之処ニ而被成下候儀存候、右者、只今迄之渡方當勤と被仰渡候、御趣意ニ相當不仕候様奉存候間、此段相伺候以上
子五月

御家中御物成定法について

関宿藩に定められた御物成法は、公租年貢米のことを定めたも

のである。公租は領主より藩士に与える給として取り扱われた。大別すると家禄（本給）と職禄（役職手当）に分けられる。家禄として支給されたものは、知行、扶持、切米である。知行については、藩士が知行高一千石を与えられると、領地の收穫高は一千石あるという意味である。是を「石高一」という。「石高」に対して年貢米（玄米）は関宿藩では四つ物成渡（知行高四〇%が給付水準であった。つまり千石高の場合は、四〇〇石が収入として得られた。残り生産者である。百姓が取り分となった。扶持は、食い扶持すなわち食料という意味であり、一日一人玄米五合（一ヶ月で一斗五升）が給された。これを一人扶持といった。この扶持米を本給としてもらう者を扶持取といった。扶持米は毎月給付される本給でもあった。一人扶持には玄米ではなく、何両何人扶持というように現金を支給される者を給金取りと称した。更に、江戸の藏米や藩の米藏から現米（扶持米、禄米）で支給されるものを「藏米取」「俵取」という。支給期は春、夏、冬三季で、春夏は借米、冬は「切米」とした。切米は冬の扶持米の支給のことである。現在米俵は、四斗入れ（〇・四石＝六〇kg）であるが、領主によっては俵入れ三斗五升（〇・三五石）詰めもあった。例えば「俵取」三〇俵の場合は、玄米一〇石五斗を給した。藏米の受け取り方法については、幕府では札差という米商の手を経て換金し受けとった。尾張藩では特許米商の手を経て請取書を藏奉行に提出。手数料を差し引き、現金にかいて受け取った。江戸詰めの者は、請取書を御藏奉行へ提出し、尾張勘定所から江戸勘定所で金券証書と引き替えて、江戸の米相場場で現金で領した。関宿藩での換金方法についての史料は明らかでない。一方職禄としての俸給は、役高、役料、役米、役金、足高、足米等の種類がある。役高は、役職に支給される禄で、原則として役職にある者は、家禄と共に二重に家禄を給される者もあるが、例外として持高勤めといつて家禄だけで勤める役もある。役料は、切米と同様に金米併給とした。中間、小人に給する役米。勤役中に俸米を加給する禄は石高。そして足米は持高の上に、俸

米を加給する職禄とされた。その他役職手当としては、引越手当金、在番手当金、往来手当金（江戸・大阪等の交通費）、検見手当金等の支給に関する規定は元方定めとして定められた。

御家中御物成定法（読み下し）

- 一 家中の禄高（家禄）の加増については、正月より十二月迄は領主に上納させる分（上米）を除き半高の割合となる。加増の外は、石高の総計へ上米を賦課すること。又扶持もこれと同様である。
- 一 勤役中に昇進した時の足米三十俵以上の加給については加増と同じである。
- 一 加金（給金）二十九俵以下は足米と同様である。
- 一 六月晦日迄に命じられた女中の加金は一年間分、七月一日後命じられた者は半年分の支給である。
- 一 役高下されたときは、加増・足米と同様である。
- 一 俵取りより新知行取りに仰付なされたときは、加増に準じ現在の知行高と藏米取りの現石を差し引き半割支給し、増し分は上米相除候事。
- 一 扶持取りより新知行取り仰付なされたとき、又は給金取りより藏米取りに切り替え下されたときも、新知行取りと同様である。
- 一 給金取りより藏米取り及び賃取りに直すときは、金銭の合計高（金高）差し引き、増し分は加増に準じ半割となる。二十九俵以下の増し分は全て支給。
- 一 六月晦日迄に転役等に依り役高召し上げられたとき、病死のときは半年分、七月以後に召し上げになられたときは、一ヶ年分被成下候。
- 一 六月晦日迄に部屋住及びその他者が新たに召し出されるときは、

宛行は、一カ年分とし上米については其の石高に依りて半割を賦課する。七月以後の召し出しは半年分の宛行。上米はなくす。但し、六月晦日迄に俵取り二十九俵以下で命じられた者は家禄は一ケ年分とし、上米は無く。鼻紙代は二十九俵以下及び給金に直し七月後に命じられた者は、一ケ年分で上米無く別に鼻紙代もある。

上米、上金賦課は、小給並びに御先手より取り立て二十九俵以下は上米残らず無くする。

侍分嫡子御徒士の俸禄（宛行）は三十俵以上に直し、新規の召し出し通り被成下され候。但し六月晦日迄に御徒士となつた者は、上米は半割の賦課。前段の宛行不被成下。七月朔日後の者は家禄、宛行半年分下され、上米無し。侍分二男、三男は足米下され候。

侍分嫡子が御心付け金にて出し候の場合は、六月晦日迄は一ケ年間、七月朔日以後は半年分下され候。但し、万一勤め方の相願い又は病死のときは、部屋住みに準じ、月割りとなる。御心付け金より、俵取り及び扶持取りに切り替えたときは、御徒士より御中小性と同様の家禄となる。

六月晦日迄に新規に召し抱えられた者は、宛行は一ケ年分、七月朔日以後は半年分である。

扶持方にて、召し抱え候者は召し抱え候日より日割りの禄となる。金五両の御徒士に召し抱えられた者は、正月より六月迄は金五両、七月より九月迄は金四両、十月より十二月迄は金三両を給する。

金四両貳分の御徒士に召し抱えられた者は、正月より六月迄金四両貳分、七月より九月迄は金三両、十月より十二月迄は金二両を給する。

六月晦日迄に御坊主に召し抱えられた者は、一ケ年分、七月朔日以後は半年分の金録を給す。

御門番類刀指等に新たに召し抱えられた者の扶持、給分は、

月割りを以て給す。

金貳両貳分で御買使に召し抱えられた者は、月割りを給分する。御先手その他は三月極めで登用し、関宿藩家中となったときは、正月分と二月分は月割りとなる。

御先手、町同心に召し抱えられたときは、月割りとなり、正月、二月に召し抱え者は別に二ケ月分給す。

江戸御中間より取り立ての御門番類等は、仰せ付けられた月より翌年二月迄の宛行は月割で相渡す。

関宿定番、刀指類は一ケ年間と定め、翌年分の給金一両貳分は前年の暮れに相渡し、四月、七月は割合を以て給す。

関宿御中間より定番、刀指類に取り立て仰せ付けられたときは、御中間の前年の給金は全て取得し加金は四月より七月迄は割合の金額となる。

父願通隠居仰せ付けられ、嫡子死去家督無く者、嫡子部屋住料は、病死のとき迄月割りを以て被成下候。

後継者が無く、家父が六月晦日迄隠居仰せ付けあれば父の宛行半年分、家替えの宛行半年分給す。

実子無く、養子の死後に次の養子が其の年内に定まらずときに、父が六月晦日迄に死去した場合の宛行は半年分、七月朔日以後の死去は一カ年分の禄となる。

父六月晦日迄に死去したとき、養子を七月末日までに定めその年内に家督を継げば、実子家替えの通り半年分、また、十一月頃までに養子を定め家督は翌年になる場合は、その年の年貢は無支給、前年分の実子家替えの通り半年分を給す。

父前年に死去し養子翌年十一月頃迄に定め、家督は翌春となるときは、その年の石高は無支給、家督の高半年分は翌春となる。父の死後、其の年に養子無く、養子は翌年六月晦日迄に忌服仰せ付けられれば其の年の家督高は一ケ年分、七月朔日以後の忌服は半年分の高となる。

父子共勤役者部屋住み料は、父の宛行より増高ある。父病死

のとき部屋住み料については、そのまま家替えに仰せ付けあり、父の宛行は病死の月まで月割りとなる。但し部屋住み料は、一分増し上米差し上げ、増上米は病気の月迄月割りを以て賦課し、翌年より相除可申事。

家督継ぐ者無く、小役人が六月晦日迄に病死となつた者は、家禄半年分受給。この間番代に命じられた者については、切米を七月より与えられる。また、七月以後に番代に仰せ付けられた者は、その月より月割り以て給する。なお、七月朔日以後に小役人が病死ありは切米一カ年間与えられ、但し番代の切米は下されず。

死後養子定まらず家は、家内人数の他百石以上の家禄を有する者には、一人分の扶持米を与える。それ以下は家内人数の他は相渡さず事。

家督継ぐ者無く、老衰にて勤役免職となり宛行召し上げられた者は、扶持米は勤方免職の月迄月割りを以て給す。

知行高を有する切米は、六月晦日迄に願ひにより御暇被下候者については半年分、七月以後の御暇は一カ年分の借米とする。

給金取願ひに依り御暇被下候、その月より月割りを以て支給。万一渡し過ぎあれば上納下され事。

徒士、六月晦日迄に病死ある者は、家禄は半年分、七月朔日以後は一カ年分にして下さる事。

徒士他より召し抱え在る者が一月、二月に病死のときは、役料は無く、三月より六月迄の病死は二面に金米を取替え、七月より九月迄は夏貸金二分、十月以後は全て残らず被成下候事。但し三ケ年間相勤め候者は、前条の如く下され候。

徒士が願ひに依り、御暇下さるときは、その命じられる月迄月割りを給す。

先手、町同心正月、二月に御暇並びに病死のときは、役料はこれ無く、三月より六月迄春貸分、七月より九月迄は春貸分とも捨米（不用米）とし、十月以後又は春貸以前に暇取り、

病死となつたときは、月割りを以て被成下候事。

関宿番人、刀指し類病死のときは、前年の暮れに過半（半分以上）の給金を渡す事。なお、願ひに依るところの御暇取りは月割りで、渡過ぎの分は上納する事。

江戸御門番類刀指し等病死のとき、給金渡し過ぎは捨金し、不足がある場合は、月割り被成下候事。また願ひに御暇取りについては前述の通りである。上従い御暇取りのときは、渡し過ぎ分は上納する事。

御年寄衆、御用人衆新組で万一死去の者あるときは、御役を譲ずる間は給金を差し引く、新組へ新たに人数を増し召し抱えられた者の増し金は、月割りを以て与える。死去の者で跡役絶たずとき新組へ給金を以て月割りを給す。渡し過ぎは月割りで上納する事。無役三厘増し、関宿二厘増し、部屋住み一分増し、その他米無く。

父病死嫡男家督継ぎ、勤方これ無く家中者に付、家替仰せ付候日より三厘を賦課する。勤方には仰せ付候日より役料三厘と上米相除候事。

父病死養子これ無く、翌年養子相定め、無役に在る者は家督の時によらず一ケ年間の宛行及び三厘上米は一カ年分、半年分であるならば半年残らず賦課する。

勤方免職の者は、免職の翌日より三厘上米賦課する。勤方仰せ付けられた者は、その日より三厘上米相除候事。

関宿より江戸に引越し仰せられ、江戸にて番引（勤番）在る者は、関宿より二厘増し、番引より賦課する。願ひに依る処の引越し、または、勝手方で勤番在る者は跡引き渡し勘定にて日数は延び候とも、関宿二厘増を勤番内より賦課する。

江戸詰め勤方免職者、その他無役の者は、関宿二厘増上米を免職の翌月より二厘賦課する。但し家督後無役になつた者は、翌月より二厘賦課する事。

無役で関宿勝手に仰せ付けられ、江戸詰め勤方在る者は仰せ

付けられた月より二厘増相除候事。

一 関宿より江戸引越し者は、江戸到着の日より二厘増相除候事。

一 小給者が徒士に仰せ付けられ者は、其の月より上米相除候事。但し徒士より、外に転役のときはまた勤役仰せ付けられ候は、翌月より上米を賦課する事。

一 外親類様方江付人の内、上米を免じた者は、上米相除候事。

一 部屋住み者、一分増上米、知行、大扶持、大給、小給、金給迄賦課すべき事。但し、米俵七俵迄は賦課し、十五俵以下は相除候事。

一 父子勤方に付、関宿、江戸別に相勤候あれば部屋住み料、増上米は不用被成下候事。但し江戸表の内、父子共に同居または別居に在るときは、その月より月割りを以て増上米を賦課する事。

一 全て、十二月に御物成（年貢）相渡し候後、無役より召し出され並びに無役に仰せ付けある共、不及差引候事。以上

寛政八丙辰年二月

右御定法は、寛政七卯年十一月に伺書として差出し（差出先は不明）、同八年辰年二月二十二日伺通り定め、無論御咎めにて宛行減祿あれば、先例を以てお尋ね候事。

一 石高の内、願いに依り分地在る者は、仰せ付けられた月より月割りを以て家祿被成下候事。

但し上米並の通り賦課ある事。

寛政八丙辰年六月伺済み。

文化十三年丙子年五月二十八日左の通り御勘定頭に相伺候付、お尋ねの通り申し渡す。

覚

一 家督遺領にて七月後に減高在る者は御定の通り、宛行高は皆

納被成下候。御割戻しにても減高の仕来りあり、勤役の者は、一分通り御割戻し下され、家督遺領にて減高在る者は、例え七月後にも減高にて御割戻し被成下候方当勤の御趣意に相当仕候様奉存候。

一 部屋住みの者家督遺領仰せ付け在る者は、其の月迄宛行並びに月割り御割戻し被成下候。例え当勤の面々にもありますところ仰せ渡し候。前日にて家督遺領仰せ付け候にても、部屋住み分の御割戻し不被成下候。

一 無役の面々は、御割戻し被成下候、当勤に仰せ付けられ仰せ渡しの前日に無役に相成候者も割戻しは被成下候事。

一 無役より勤方仰せ付け在る者は、御割戻し被成下候、前日に仰せ渡され当勤の処にて被成下候儀存候。子五月

諸拝借定法

不幸拝借割合覚

一 金五両 但七才未満四両 千貳百石

一 同三両 但右同断貳両貳分ツツ 五百石より四百石迄

一 同貳両壹分 但右同断貳分 三百石

一 同壹両三分 但右同断壹兩貳分 貳百三拾石

一 金壹兩貳分 但七才未満壹兩壹分 貳百石

一 金壹兩壹分 但七才未満壹兩ツツ 百九拾石より百五拾石迄

一 同壹兩 但右同断三分ツツ 百三拾石より七拾石迄

一 但六拾五俵より八拾俵迄右同断 六拾石より四拾五石迄

一 同三分 但右同断貳分ツツ 六拾石より四拾五石迄

一 但三拾五俵より六拾俵迄右同断 貳拾九俵より拾五俵迄

一 同貳分 但右同断壹分貳朱ツツ 貳拾九俵より拾五俵迄

但金五兩より四兩迄

右之通於、御用部屋定法被仰渡候、尤以来追借御聞届無之定

厄介片付³⁶拜借割合

但奉公拜借ハ半減之事

米三拾俵より

金三分

同三拾四俵迄

米三拾五俵より

同三分式朱

同三拾九俵迄

米四拾俵より

同壹兩

同四拾四俵迄

米四拾五俵より

同壹兩式朱

同四拾九俵迄

米五拾俵より同五拾九俵迄

同壹兩壹分

高四拾五石より同四拾九石迄

但三拾俵、三拾五俵、四拾俵、四拾五俵、五拾俵高二直

シ引合³⁷候得者、百石二付、貳兩三分捨置余ニ割合

米六拾俵より

金壹兩壹分式朱

同六拾九俵迄

高五拾石より

同五拾九石迄

但六拾俵高二直シ引合百石二付、貳兩貳分捨置余之割合

米七拾俵より

同七拾九俵迄

高六拾石より

同壹兩貳分

同六拾九石迄

但七拾俵高二直シ引合百石二付、貳兩貳分余之割合

米八拾俵より

同八拾九俵迄

金壹兩貳分式朱

高七拾石より

同七拾九石迄

但八拾俵高二直シ引合百石二付、貳兩壹分□□余之割合

高八拾石より

金壹兩三分

同八拾九石迄

但八拾石ニ引合百石二付、貳兩拾分余之割合

高九拾石より

金壹兩三分式朱

同九拾九石迄

但九拾石ニ引合百石二付、貳兩五分之割合

高百石以上者、百石に付、金貳兩之割合ニ而端限相除左之通

高百石より

金貳兩

同百拾石余迄

高百貳拾石より

同貳兩壹分

高百三拾石より

同百四拾石より

同貳兩三分

高百五拾石より

同百六拾石迄

同三兩

高百七拾石より

同三兩壹分

高百八拾石より

高百九拾石より

同三兩三分

高貳百石より

高貳百三拾石より

同四兩

高貳百五拾石より

同四兩貳分

高三百石より

同五兩

以上

高四百石より

同六兩

高五百石より

同八兩

高千貳百石

同拾兩

同貳拾四兩

不幸拝借割合 但不幸拝借ハ、重り候而も、前之通之事

但式ケ年賦

金拾兩 但七才未満金八兩 千貳百石

同六兩 但右同断金五兩ヅツ 五百石より四百石迄

同五兩 三百五拾石

同四兩式分 但右同断金四兩 三百石

同四兩 但右同断金三兩式分 貳百五拾石

此格文化八辛未三月八日相極ル

同三兩式分 但右同断金三兩 貳百三拾石

同三兩 但右同断金貳兩式分 貳百石

同貳兩式分 但右同断金貳兩ヅツ 百九拾石より百五拾石迄

同貳兩 但右同断壹兩式分ヅツ 百三拾石より七拾石迄

但六拾五俵より八拾俵迄右同断

貳拾人扶持より三拾人扶持も同断

金壹兩式分 但右同断壹兩ヅツ 六拾石より四拾五石迄

但三拾俵より六拾俵迄右同断

同壹兩 但右同断三分ヅツ 貳拾九俵より拾五俵迄

但五兩より四兩迄右同断

同貳分 金三兩式分より同三兩迄

同貳分 御先手小頭ハ大人、小人

之無差別

同壹分 組目付、平先手右同断

右之通、寛政十三辛酉年より倍增ニ拝借被仰付式ケ年ニ引取

可申旨相極

厄介片付拝借

四ケ年賦

但奉公拝借ハ、半減之事、四ケ年賦、奉公拝借ハ重り候而

も並之通之旨、文政三辰六月御勘定組頭殿申聞、片付拝

借之儀、片付拝借有之候得ハ重リニ付、半減不幸拝借有

之候上、片付拝借相願候節ハ、重り候姿ニ無く並之通候分、
尤^{しか}耽^ひといたし候定法も無之候得者、前二より渡来候之趣
御勘定組頭より申来

文政五壬午九月六日龜井八十次郎弟片付拝借之儀ニ付、

承合候處右之通ニ

高千貳百石 金四拾八兩

五百石より 同貳拾兩

同四百石より 同拾六兩

同三百石より 同拾貳兩

同貳百五拾石 同拾兩

同貳百三拾石 同九兩

同貳百石 同八兩

同百九拾石 同七兩式分

同百八拾石 同七兩

同百七拾石 同六兩式分

同百六拾石より 同六兩

同百五拾石迄 同五兩式分

同百四拾石 同五兩

同百三拾石 同四兩式分

同百貳拾石 同四兩

同百拾石より 同四兩

同百石迄 同四兩

同九拾九石より 同三兩三分

同九拾石迄 同三兩式分

同八拾九石より 同三兩式分

同八拾石迄 同三兩式分

貳拾人扶持 同三兩式分

高七拾九石より 同三兩式分

同七拾石迄 同三兩式分

米八拾九俵より 同三兩壹分

同三兩壹分

同八拾俵迄

高六拾九石より

同六拾石迄

米七拾九俵より

同七拾俵迄

拾五人扶持

高五拾九石より

同五拾石迄

米六拾九俵より

同六拾俵迄

高四拾九石より

同四拾五石迄

米五拾九俵より

同五拾俵迄

米四拾九俵より

同四拾五俵迄

米四拾四俵より

同四拾俵迄

米三拾九俵より

同三拾五俵迄

米三拾四俵より

同三拾俵迄

米式拾九俵以下

同壹兩

但三兩式分も同断

三兩八金三分

右之通可相渡候事

人參³⁰ 拝借割合

人參三兩

但追願有之節八兩半

同式兩

千式百石より五百石迄

同式兩

四百九拾石より式百石迄

但同断之節壹兩

同壹兩半

但同断之節三匁五分

同壹兩

但同断半兩

九拾石以下

右之通二相定病人之輕量二より拝借之面々之内千石取二而も、
壹兩至拝借いたしたくと申儀候ハバ壹兩わ相渡候、三兩迄ハ
相渡候定式、天明八戌申七月相極ル

元方定法

江戸³¹ 引越之節御手當割合定
関宿

金拾貳兩

但拾兩三分

同拾兩

同八兩

但七兩壹分

金六兩三分

但六兩

同六兩

但五兩式分

同四兩

但三兩式分

同三兩

但貳兩式分

百九拾石より百石迄

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

同席無役者

一 同貳兩壹分 御廣間より御右筆³⁴迄

但貳兩 同席無役者

一 同壹兩貳分 吟味役より御中小性迄

但壹兩壹分 同席無役者

一 同壹兩 御徒目付より會所見習迄³⁶

但三分 同席無役者

一 同三分 手形改以下

但貳分貳朱 同席無役者

但天明七丁未二月四日大崎左兵衛義小賄格江二而、破損方関宿引越被仰付、右御手當之儀當勤之処二而相渡可申哉与相同之處、惣而以来何勤たりとも當勤之処二而、御手當相渡候様御用部屋⁴⁰二而相極ル、依之同人江格式二不構、破損方相勤之処二而金壹兩相渡候事
無役席

江戸 関宿 引越之節御手當定

是八下札二而有之

一 金九兩 御中老次之無役

一 同七兩壹分 御用人之次無役

若殿様

一 同六兩 御守之次無役

一 同五兩貳分 御留守居次無役

一 同貳兩三分 御使番次無役

一 同貳兩 御城番次無役

一 同壹兩三分 御坊主取次無役

一 同貳分貳朱 諸見習次無役

巳下

有之通寛政十戊午年六月相極ル

江戸 関宿 引越之節駄荷馬渡方定

千貳百石 五疋

五百貳拾石より三百拾五石迄 四疋

三百石より貳百拾石五拾人扶持迄 三疋

貳百石より百拾石迄四拾九人扶持 貳疋

より三拾人扶持迄

百石より五拾石迄貳拾九人扶持より 壹疋半

拾壹人扶持迄ハ拾俵より五拾壹俵迄

四拾九石以下拾人扶持より八人扶持迄

五拾俵より三拾俵迄 壹疋

貳拾九俵より拾五俵迄並七人扶持

より五人扶持迄ハ駄荷高不被下而

尤自分妻子共江人数ニ應シ乗下ニ成下之

但侍分男子多乘掛多時ハ分限ニ寄駄荷

減相渡候事

一 佐野孫五助金三兩貳人扶持小勘定見習

被仰付、天明七丁未三月江戸引越之節

乗下高壹疋被成下、寛政元巳酉年石田

波之助御鼻紙代金壹兩壹分壹人扶持小

勘定見習引越之節右同様被成下之

御家中江戸関宿引越船賃割

一 金三兩 千石より六百石迄

一 同貳兩 五百九拾石より三百拾石迄

一 同壹兩貳分 三百より貳百拾石

并五拾人扶持迄

一 同壹兩壹分

貳百石より百拾石

并四拾九人扶持より

三拾人扶持迄

百石より五拾石迄

八拾俵より五拾壹俵迄

并廿九人扶持より

拾壹人扶持迄

四拾九石以下五拾

俵より四拾壹俵迄

并拾人扶持

四拾俵より三拾俵迄

并九人扶持より八人

扶持迄

貳拾九俵より拾五俵迄

并七人扶持より五人扶

持迄

一 同壹分式朱

拾五兩三人扶持 五拾八俵

貳人扶持候

七兩貳人扶持 米貳拾俵

貳人扶持二候

五石貳人扶持取関宿引越被仰付候節

左之通定

一 金壹分式朱

御手當金

同壹分 船賃

一 本馬

一 昼旅籠四拾八文

右之通被下候様被仰付候、尤独身之者并妻持兩人二而茂、

本馬壹疋被下候定法二相立候様被仰付候
但中村安右衛門引越被仰付候節相定

明和元年甲申年十二月

文政五年十月十一日大吟味元々中より

左之通相伺候二付窺之通申渡之

覚

御破損方以下之御役席江御先手分御宛行者五石貳人扶持取
来之通二而御取立江戸引越被仰付候得者、五石取江ハ船賃
道中雜用別段御定御座候間、家内毎二而茂、御定之通被成
下候、御宛行拾五俵貳人扶持取之者、江戸引越被仰付候得ハ、
同席二而茂船賃雜用自分乘下并家内人別應被成下候御定御
座候、此度飯高順藏儀、御宛行五石貳人扶持取来候通二而、
御破損方手代江御取立、江戸引越被仰付候、然處同人儀者
家内多二御座候而も、本馬壹疋被成下候、御定法故、甚難
渋仕候依之以来者、五石貳人扶持二而も拾五俵貳人扶持同
様船賃雜用共被成下、可然哉存候二付、承何候ス

午十月

独身御先手関宿江引越候節

一 金壹分 御手當

一 本馬 壹疋

一 昼旅籠代

一 江戸関宿引越候面々御賃人無之

一 預候而引越候面々定之通、船賃斗相渡雜用不相渡事

一 部屋住御近習江戸引越候節、道中雜用船賃共相渡之

一 勤方被召放、江戸関宿引越之面々道中雜用斗二而拝借御手當

一 船賃等御構無之

江戸
引越之節養介江駕籠被下候分
関宿

(貼紙)

但此三才より之定者

寛政三亥年十一月相定

御徒目付以上

一 祖父母、父母、妻、娘

寛政六甲寅年三月廿二日市太夫殿被仰渡

一 家二付候曾祖父母等以来馬、駕籠被

成下候段、田中佐助江戸引越二付伺之上

被仰渡

一 御家老、諸用人、御番頭、御取次者引越之

節、駕籠其以下者乘懸之事

但取次者御取替之節、先格之通、乘下馬壹疋被下候事

合駕籠之覚

一 男女共二拾才迄者合駕籠、拾壹才より男子者乗下馬壹疋、女

子ハ駕籠壹挺被下候事

壹人妻者合駕籠

貳人駕籠壹挺

假令子供四人内
壹人同断半挺

舟有之節ハ合駕籠

但子供何人有之候共右之格ヲ以可相渡候事

一 幼少之子共旅籠渡方左之通

貳才迄旅籠不相渡

三才より七才迄半旅籠

八才より本旅籠

一 破損方以下小役人之子供、右定之通ニ准三才より拾才迄ハ男

女共二壹人二馬半疋宛被下候

但女子拾壹才より本馬壹疋、男子拾壹才より御構無之 但

御徒士同断

破損方以下

一 祖父母、父母、妻、自分

右乘懸本馬壹疋宛被下之

一 家内人別昼旅籠壹人二付、イチニ千四百四拾八文取 幼少之子

供ハ侍分旅籠定之通

一 侍分小役人たりとも、右親子之外厄介道中駕籠、馬不被下、

旅籠者上下人別次第被下候

但親子之外、駕籠高不被下候様之定法有之処、江戸表ニ而

者、厄介之兄弟姉妹ニ茂、駕籠高其格式ニよりて被下候付、

爰元ニ而も同様ニ被下候段申渡候

文化十二乙亥年十月廿二日

一 組付より御取立ニ相成関宿江引越被仰付候者江御手當雜用、

以来左之通相極ル

一 金貳分貳朱 御手當

一 同貳朱 船賃

一 同貳分 疊代中仕切代共

一 馬代、旅籠等ハ小役人引越之懸被成下之

右者、安永四乙未年廣瀬新兵衛引越之節、十月三日相窺御用部屋

ニ而御定之

一 関宿より江戸引越之節ハ、江戸ニ而被下候御長屋、間数ニ以、

間口壹間ニ付、疊代金壹分貳朱相渡候事、尤御長屋、間数減

シ被下候而茂、疊代者定之通、以間数相渡し事

但関宿ニ而御長屋ニ罷在候者、江戸引越之節ハ、疊代不相渡

一 金貳朱

右船田源治御廣敷番被仰付候ニ付、疊代重右之通被下之

組付⁽⁴⁾之者 江戸 引越候節船賃割
関宿

一 壹組江金壹両六匁拾八人割り以被成下、組小頭とも同様壹人
二付銀三匁六分六リ六毛ツツ
右者、此度相改於御用部屋被仰渡候事

一 従大坂関宿江引越被仰付候節御賄定
三日 但着日より 四日より引扶持
幼少式歳迄御構無之

一 三歳より七才迄半人扶持、御賄八才より大人並
右之通取斗候様ニ、安永四未二月九日於御用部屋被仰渡有
之相極ル

一 従江戸関宿大坂江壹ケ年在番御手當定

一 金拾三両三分 御家老

一 同拾壹両三分 御中老

一 同九両 御用人

一 同七両三分 御取次

一 同六両三分 旗奉行より御留守迄

一 同四両三分 町奉行より元々迄

一 同三両三分 御使番より御屋敷預迄

一 同式両三分 御廣間より御祐筆迄

一 同壹両三分 吟味役より御中小性迄

一 同壹両分 御徒目付より御坊主組頭迄

一 同三分 手形改より御側坊主迄

一 同式分式朱 御坊主以下

江戸より関宿、従関宿江戸江立帰并江戸関宿より大坂江立帰
雑用往来定

一 但江戸より関宿、従関宿江戸江之九十日在番雑用茂立帰と
同断之事

一 繼駕籠壹挺 但江戸入之節ハ、品川宿杯
本馬 式疋 より看板□候者雇之□看 御家老
板代勘定ニ可有之候事

一 上下昼旅籠一日壹人二付四拾八文ツツ牽馬有之節ハ、一日
飼料壹疋二付百文ツツ

一 但、御供之節自分昼旅籠一日百文ツツ

一 繼駕籠壹挺 但江戸入之節者 御中老

一 本馬壹疋半 右同断 御用人

一 上下昼旅籠 右同断

一 牽馬有之節ハ右同断

一 但御供之節自分昼旅籠右同断

一 繼駕籠壹挺 御取次

一 本馬 壹疋

一 上下昼旅籠 右同断

一 牽馬有之節ハ 右同断

一 本馬三疋 旗奉行より御留守居迄

一 上下昼旅籠右同断

一 但 御用之品ニ寄駕籠被下候節ハ、本馬壹疋可相渡事

一 本馬式疋半 町奉行より元々迄

一 上下昼旅籠右同断

一 但 右同断

一 外ニ御用帳面相持参候節ハ、狭箱持人足壹人被下候事

一 本馬式匹 御使番より御屋敷奉行迄

一 上下昼旅籠右同断

一 但 右同断

一 外ニ御用帳面相持参之節ハ、右同断

一 本馬壹疋半 御廣間より御中小性迄

上下昼旅籠右同断

但 御医師ハ駕籠壹挺、本馬壹疋可被下候事

外二御代官様御用帳面持参候節ハ、右同断

一 本馬壹疋 御徒目付より會所見習迄

昼旅籠右同断

輕尻馬壹疋

手形改以下

一 昼旅籠右同断

相成候様ニ可致事

天明三亥十一月四日

林孫左衛門江被下候馬、市太夫殿此書付

御渡右之通相渡候様被申聞、相渡繼引越

一 本馬壹疋

御手當壹兩

一 昼旅籠

御貸中間壹人

一 右者蒔田字七・浅野五郎太夫関宿江岩吉様御供二而参候之形也

一 從江戸関宿大坂江立歸御手當金

一金七兩 御家老

一 同六兩 御中老

一 同五兩 御用人

一 同四兩貳分 御取次

一 同四兩 簾奉行より御留守居迄

一 同三兩貳分 町奉行より元メ迄

一 同三兩 御使番ヨリ御屋敷奉行迄

一 同貳兩 御廣間より右筆迄

一 同壹兩貳分 吟味役より御中小性迄

一 同三分貳朱 御徒目付ヨリ御坊主組頭迄

一 金貳分貳朱 手形改ヨリ御側坊主迄

一 同貳分 御坊主以下

但 立歸御用之品々寄長逗留仕増御手当被成下候ハバ、半年迄ハ御定之御手当二而被差置、其余逗留仕候ハバ、壹

ケ年在番之御手当金可被成下候事、尤最初被成下候御手

當与増御手当与両度都合いたし、壹ケ年在番御手当高二

相成候様ニ可致事

覺

御先手御中間御手当雜用

御先手之分

一 金壹分 御手当

一 六人割出高 壹疋

御中間之分 御手當

一 銀五匁 御手當

一 拾人割出高 壹疋

一 右奥原三太夫出坂之節被下方、荒堀九郎左衛門出坂之節も同様相成

一 從関宿江戸江立歸御手當金

一金三兩 御家老

一 同貳兩貳分 御中老

一 同貳兩 御用人

一 同壹兩貳分 御取次

一 同壹兩壹分 簾奉行より御留守居迄

一 同壹兩 町奉行より元メ迄

一 同三分 御使番ヨリ御屋敷奉行迄

一 同貳分 御廣間より御右筆迄

一 同貳分 吟味役より御中小性迄

同壹分式朱 御徒目付より御組頭迄
金壹兩 手形改ヨリ御側坊主迄
同式朱 御坊主以下

從関宿江戸江九十日在番御手當金

金六兩 御家老
同五兩 御中老
同四兩 御用人
同三兩 御取次
同貳兩式分 簾奉行より御留守居迄
同貳兩 町奉行より元々迄
同壹兩式分 御使番より御屋敷奉行迄
同壹兩壹分 御廣間より御右筆迄
同壹兩 吟味役より御中小性迄
同三分 御徒目付より御坊主組頭迄
金貳分 手形改より御側坊主迄
同壹分 御次坊主已下

但 惣而立歸御手當詰越在番、是迄四十五日迄ハ、御手當在番半金被成下、四十六日余ハ本御手當被成下候御定之處、以來ハ四十五日余ニ相成候節、日割ニ而御手當相渡、九十日ニ滿候得バ、九十日在番御手當金高被成下候事、午十二月十一日江戸表ニ而、七左衛門殿被仰聞候、依之以來右之通在番御手當相渡候事
午十二月十三日 但 立歸日数四十五日

(貼紙)

御用ニ付從関宿江戸江立歸再從江戸関宿江立歸御手當、四十五日迄者、九十日在番御手當之半金被成下候事
但 是迄者四十五日余詰過之分日割ヲ以増御手當被成下候處、以來ハ四十五日之外一日たりとも詰越候得者、在番之御手當被成下候事
寛政十一未年六月相改

四十五日以上一日而も詰越候得者増手當、度々御定之通被成下、在番同様相成九十日相立詰越候分十日迄ハ以前之通、以日割御手當被成下、百日以上詰越候ハバ、一日ニ而も増御手當被成下候事
文化元子五月相極

(貼紙)

江戸定法帳書入

文化元甲子四月双地相談之上相定
御年寄役立歸出府定之通御在番金三兩被成下、日数四十五日相立候ハバ、一日当り共日数を越候ハバ、増御手當三兩被成下、在番同様相成候
九十日相立候而も、御用不□在府ニ罷在候ハバ、以相定通九十日在番之御手當金日数十日迄者、六兩之日割を以被成下、十一日目よりは増御手當三兩被成下候
但 在番ニ罷出候ものも九十日相立候處而者、十日之間ハ日割ヲ以被成下候、十一日目よりは、増詰御手當三兩被成下候

從江戸関宿江立歸御手當金
金貳兩 御家老
同壹兩式分 御中老
同壹兩壹分 御用人
同壹兩 御取次
同三分式朱 簾奉行より御留守居迄
同三分 町奉行より元々迄
同貳分式朱 御使番より御屋(敷)奉行迄
同貳分 御廣間より御右筆迄
同壹分式朱 吟味役より御中小性迄
同壹分 御徒目付より御坊主組頭迄

- 銀拾匁 手形改より御側坊主迄
- 同五匁 御次坊主以下
- 從江戸関宿江九十日在番御手當
- 金四兩 御家老
- 同三兩 御中老
- 同式兩式分 御用人
- 同式兩 御取次
- 同壹兩三分 簾奉行より御留守居迄
- 同壹兩式分 町奉行より元々迄
- 同壹兩壹分 御使番より御屋敷奉行迄
- 同壹兩 御廣間より御右筆迄
- 同三分 吟味役より御中小性迄
- 同式分 御徒目付より御坊主組頭迄
- 金壹分銀五匁 手形改より御側坊主迄
- 銀拾匁 御次坊主以下

御中間より刀指御取立之者渡方左之通

- 金壹分 刀代
- 同式朱 旗代
- 錢壹貫文 道具代

但 道具代一貫文被成下候付、以来取替もの不相渡候事
右之通、天明三卯年八月十三日御中間彦七刀差中ノ出番人江
御取立有之節相極

〔註〕

- (1) 物成……取箇、成箇ともいう。本年貢のこと。
- (2) 足米……足高として支給される米。「足高米」
- (3) 兩度……二度。二回。

- (4) 役高……役職に応じて支給される禄高。
- (5) 俵取……藏米取。
- (6) 金給……給金。
- (7) 部屋住……まだ家督を継いでいない嫡男。家督相続できない次男以下の者。
- (8) 宛行……領主が家臣に所領や家禄を与えること。
- (9) 鼻紙……畳紙(たとうがみ)・懷紙(ふところがみ)ともいう。
- (10) 小給……少禄の者。
- (11) 先手……足軽や同心の者
- (12) 徒士……歩兵、下級役人。
- (13) 中小性……給人と同様に事あるときに主君の警備等をおこなう役。
- (14) 坊主……給仕その他雑役。
- (15) 同心……足軽、下級役人
- (16) 中間……家中の奉公人。
- (17) 跡式……遺領を継ぐ後継者。
- (18) 小役人……地位の低い者。
- (19) 番代……順番に代わること。
- (20) 切米……冬季分扶持米支給のこと。
- (21) 小屋頭……身分の低い者。
- (22) 年寄……主君に変わり城内を監理する者。(家老と兼帯)
- (23) 用人……家老及び各奉行等から主君へ上申する事を聴取する役職。
- (24) 相懸(相掛)……賦課すること。
- (25) 勝手方……勘定役の一分掌。
- (26) 厄介片付……二男、三男等の同居人が他家へ入家すること。
- (27) 引合……割に合う。
- (28) 人参……葉草(朝鮮人参)。
- (29) 取次……主君に外来謁見者等の取り次ぎ役。
- (30) 旗奉行……藩の旗幟を監理する役職。
- (31) 留守居……主君不在時に城中の警備。江戸上屋敷にあつては、

幕府及び諸藩との連絡役を勤めた。

- (32) 町奉行……領内各町の治安等にかかわる全ての事項を司る職名。
- (33) 元ノ……勘定役の一職名。
- (34) 右(祐)筆……書記役。
- (35) 吟味役……罪状を調べ糺こと(尋問役)。
- (36) 会所見習……米、金銀そして国産物取引、藩札発行を勤める見習い役。
- (37) 手形改……往来手形、宗旨手形等の改め役。
- (38) 小賄……台所で取り扱う食料品、調度品供給に関する役。
- (39) 破損方……城内存在する建物の建築、修繕を担当する役職。
- (40) 御用部屋……城内にあつて家老、中老が出仕した部屋。又は、町奉行所で奉行が執事した部屋。
- (41) 乗懸……荷物を馬の両側に振り分け、その上に一人を乗せること。
- (42) 仕切代……金銀の総額。
- (43) 組付……組下の者。

【参考文献】

- 『音訓引き古文書字典 林英夫監修』(二〇〇四年 柏書房)
- 『三田村鳶魚江戸武家事典 稲垣史生編』(一九八六年 青蛙房)
- 『徳川幕府事典 竹内誠・編』(二〇〇三年 東京堂出版)
- 『別冊歴史読本 大江戸おもしろ役人役職読本』(一九九四年 新人物往来社)
- 『生活史叢書一進士慶幹編 江戸時代武士の生活』(一九九二年 雄山閣)
- 『武士の家計簿 磯田道史著』(二〇〇三年 新潮社)

(なかむら・まさみ 当館客員研究員)